

広島県告示第三百六十六号

広島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

広島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成十三年広島県告示第八百七十二―二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表広島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所の項中「広島県土木建築部都市局建築総室住宅企画室」を「広島県都市局住宅課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。